

# 徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

徳島県では、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を受け、「第5期徳島県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）に位置付ける形で、令和12年度までを計画期間とする「ごみ処理の広域化・集約化計画」を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向け、市町村と連携して広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備を推進してきたところである。

今般、環境省は「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」（以下「令和6年国通知」という。）で、人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制確保のため、都道府県が主体となり、令和9年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定するよう通知した。

本業務は令和6年国通知に基づき、必要な調査等を行いながら、2050（令和32）年度までを計画期間とする新たな「徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画」を策定することを目的とする。

## 2. 委託業務名

徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定業務

## 3. 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

## 4. 業務内容

令和6年国通知や環境省「広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月改定）」を踏まえ、次の業務を行う。

### （1）現時点での広域化状況の評価

平成9年5月28日付け厚生省通知「ごみ処理の広域化計画について」以降から現時点までの取組内容と紐づく効果（ごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等）を含める形で、現時点での広域化状況の評価する。

## (2) 市町村等の意向確認

市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対し、一般廃棄物処理や広域化への取組状況、課題等を把握するための調査（アンケート、ヒアリング）を実施し、広域化・集約化に向けた市町村等の意向を把握する。本調査の実施に当たっては、調査項目等を提案の上、県と協議すること。

## (3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

徳島県における一般廃棄物処理の現状把握を行った上で、2050（令和32）年度までの県内市町村の人口及び種類別ごみ排出量だけでなく、ごみの種類に応じた新たなリサイクルルートや、他県自治体を含む先行事例の確立状況など、資源循環を推進する観点も含め将来予測を実施し、今後の一般廃棄物に係る適正な処理施設数、処理体制を検討するための基礎情報を整理する。

## (4) 広域化計画の地域的な廃棄物処理体制の検討

上記（1）～（3）で評価・検討した結果に加え、地域特性や、プラスチック資源循環促進法の制定を受けた新たなリサイクルルートの確立状況、民間活力の導入状況などを考慮し、各種廃棄物処理及び資源循環をより安定的・効率的に行えるよう、長期的な視点に立って、広域化計画の地域的な廃棄物処理体制の検討を行う。

## (5) 広域化・集約化により得られる効果の分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の一般廃棄物の処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制の場合とを比較し、分析する。この場合、広域化・集約化を実施した場合の施設規模を算定し、現状との比較を行うものとする。

＜比較・分析項目の例＞

- ・ごみ処理事業経費（処理施設更新、維持管理、収集・運搬費等も含む）
- ・温室効果ガスの削減効果

## (6) ごみ処理広域化・集約化協議会の設立支援、開催、運営

令和6年国通知に基づく「ごみ処理広域化・集約化協議会」（以下「協議会」という。）の設立支援を行う。また、協議会の開催・運営、配付資料の作成・印刷、議事録の作成等、協議会の開催に必要な事務を実施するものとする。

協議会の開催回数は、10回程度を想定しているが、あくまで例示であり、委託金額の範囲内で自由に協議会の回数を設定できるものとする。

協議会には、令和6年国通知に記載の「都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合」に該当する、協議会の代替となる会議を含むものとする。

なお、協議会の進行、資料や議事録の作成等は受託者が、開催に当たっての市町村等への連絡・調整及び会場の確保は県が行うものとする。

## (7) 計画素案の作成等

(1)～(6)で評価・検討した結果等をもとに、令和6年国通知や市町村等の意見等を踏まえ、「(仮称)徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画」の素案を作成する。

## (8) 計画最終案の作成

環境審議会での意見やパブリックコメントの結果等を反映し、計画最終案を作成する。  
なお、図表、写真、イラスト等を用いて、わかりやすさに配慮した構成とすること。

## 5. 業務スケジュール(予定)

各年度中に実施することを想定している業務等は以下のとおり。

### (1) 令和8年度

- ・現時点での広域化状況の評価
- ・市町村等の意向確認
- ・人口及びごみ排出量等の将来予測
- ・広域化計画の地域的な廃棄物処理体制の検討
- ・ごみ処理広域化・集約化協議会の設立支援、開催、運営

### (2) 令和9年度

- ・広域化計画の地域的な廃棄物処理体制の検討
- ・広域化・集約化により得られる効果の分析
- ・ごみ処理広域化・集約化協議会の開催、運営
- ・計画素案の作成等
- ・計画最終案の作成

## 6. 各年度の業務完了報告書

受託者は、各年度の委託業務を完了したときは、遅滞なく県に対して業務完了報告書を提出する。なお、年度ごとの提出期限は以下のとおりとする。

(1) 令和8年度業務完了報告書 令和9年3月31日(水)

(2) 令和9年度業務完了報告書 令和10年3月31日(金)

## 7. 業務の進め方

(1) 業務を実施するにあたり、意図及び目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

(2) 契約締結後、県が指定する期日までに「業務実施計画書」(本業務の実施体制、県との連絡体制及び業務実施スケジュールを記載したもの)を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を県と協議し、業務を履行すること。

- (3) 主要な区切りまたは必要に応じて、委託者と協議すること。協議場所は委託者が決定する。協議の内容については、その都度、受託者が議事録を作成し、委託者あて電子メールで送付すること。
- (4) 業務の遂行上疑義が生じた事項、仕様書に明記がない事項については、県と協議を行い、決定するものとする。
- (5) 資料の収集は、県が提供するものを除き、原則として受託者の責任において行う。

## 8. 成果品

令和10年3月31日までに以下の成果品を提出すること。

- (1) 「(仮称)徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画」(紙製冊子で10部)
- (2) 本業務において収集、作成した各種資料
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ(CD-Rによる提出)
- (4) その他県が指示したもの

## 9. その他

- (1) 本業務から知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 本業務の再委託を禁止する。ただし、県の承認を得た場合を除く。
- (3) 本業務により作成された成果品等の著作権は県に帰属するものとする。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、県が必要と認める訂正その他必要な措置を受託者の負担によって速やかに行うものとする。